

## 資料5：臨床修練に関する指定・許可・認定状況

厚生省（平2. 3. 31現在）

表1 臨床修練指定病院（266病院）

（ ）は歯科の再掲

	計
大学附属病院	(30) 140
国立病院等	24
公立病院	39
日 赤	10
上記以外の研修指定病院	34
基準4の病院	19
計	(30) 266

表2 臨床修練医・修練歯科医  
(修練医97名, 修練歯科医19名, 計116名)

	計
臨床修練医	97
臨床修練歯科医	19
計	116

表3 臨床修練指導医・指導歯科医  
(指導医1,295名, 指導歯科医127名, 計1,422名)

	計
大学附属病院	1,001
国立病院等	194
公立病院	70
日 赤	10
上記以外の研修指定病院	82
基準4の病院	65
計	1,422

表4 外国医師及び外国歯科医師の国籍別

臨床修練許可数 (単位:人)

国 籍	臨床修練医	臨床修練歯科医	計
フィリピン	5	2	7
ネパール	3		3
インドネシア	6		6
トルコ	2		2
バングラデシュ	7	4	11
タイ	5	3	8
中華人民共和国	43	8	51
ブラジル	7		7
エジプト	3		3
スリランカ	2		2
マレーシア	1		1
韓 国	2		2
コロンビア	1		1
台 湾	1		1
シリア		1	1
コスタリカ		1	1
西ドイツ	1		1
ウルグアイ	1		1
ペルー	2		2
チ リ	1		1
メキシコ	1		1
インド	3		3
計	97	19	116